

静岡県告示第130号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため事前届出があったので、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号。以下「令」という。）第5条第3項の規定により告示する。

なお、令第5条第3項の規定により添付された指定漁船調書を令和3年2月26日から起算して15日間、内浦漁業協同組合に備え置いて縦覧に供する。

令和3年2月26日

静岡県知事 川勝平太

1 発起人の住所氏名

静岡県沼津市内浦重寺65-6	田内 洋之
静岡県沼津市内浦小海30-13	増田 秀彌
静岡県沼津市内浦三津521-1	金指 治幸
静岡県沼津市内浦三津17-2	大沼 実
静岡県沼津市西浦木負339	金指 明

2 加入区

内浦加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

内浦漁業協同組合